

行政文書非公開決定通知書

30観名保第14号
平成30年4月13日名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年4月2日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	1. 名古屋城天守閣木造化に関し、名古屋市建築審査会に提出した「建築基準法第3条第1項第4号適用除外」認定申請書 2. 名古屋城天守閣木造化に関し、名古屋市建築審査会が出た「建築基準法第3条第1項第4号適用除外」同意書 3. 名古屋城天守閣木造化に関し、「建築基準法第3条第1項第4号適用除外」認定書 4. 「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託」に関し、株式会社竹中工務店名古屋支店に支払った委託代金の金額と日時が分かるもの 5. 「名古屋城天守閣整備事業実施設計」契約書 6. 「名古屋城天守閣木造化」木材の製材 契約書 7. 「名古屋城木造天守閣復元におけるバリアフリーに関する検討チーム」議論の内容がわかるもの（2018年1月1日～3月31日分）ただし、「府内会議の会議の概要」を除く。 8. 名古屋城天守閣木造復元事業に関し、消防法第17条第3項に基づく総務大臣の認定等による緩和に関する書類
公開しない理由	請求のあった行政文書を作成又は取得しておらず不存在のため非公開とします。 ※「4」につき、請求時点においては、委託代金の支払いは発生していないことを、ご参考までに申し添えます。 ※「7」につき、今回非公開とした『「名古屋城木造天守閣復元におけるバリアフリーに関する検討チーム」議論の内容がわかるもの（2018年1月1日～3月31日分）ただし、「府内会議の会議の概要」を除く。』については、今後一年以内に当該行政文書の全部又は一部についての公開が可能となる予定のため、公開を希望する場合は当該時期以後新たに公開請求が必要となります。

備	考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2481
---	---	---

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。